

現場で…

経営倫理士・第11期
畠山 淳一さん
神奈川県中小企業団体中央会



経営倫理と法務

性②財務報告の信頼性③企業活動に関する法令等の順守④資産の保全—の4つの目的があると解説、さらに、システム、プロセスを動かしていく上で①統制のための環境②リスクの評価と対応③統制活動④情報と伝達⑤監視活動としてのモニタリング⑥情報

技術への対応——の6つの基本要素を挙げた。

経営倫理の基本が法律の骨格になつていると説明。作られつつある法律を念頭に事業を開拓していくと、概ね倫理上の問題を起こさないで済むのではない、かとアドバイスした。重要なポイントとして、法律をすること、日本が独禁法を押さえつつ経営倫理を実践していくことを強調した。

また、「他者被害防止の原則」、「過失責任の原則」などが経営倫理の基本だと説明した。

企業行動基準の成り立ちについて、米国での反トラスト法等が背景にあること、日本が独禁法を

「内部統制」や「CSR」

されに、最近の法令・判例について踏み込んで解説。不祥事が起きれば、昱く的確なディスクロージャー

— 1 —



中小企業連携に取組む 大切な「消費者の視点」

中央会も厳しい競争の時代に入つたことを肌で感じています」と話す。

小企業向け講習会等の「補助事業の執行管理」業界などを担当している。

また、「具体的な業務内容は、国、県の補助金をう中央会の事業が予算にい、計画通りに進められいるか、完了した事業が来の目的や基準に合った

内 本 従 て 内 使 務 明
「経営倫理士講座を受
したことで、リスクマネー
メントの重要性を改めて直
すことができました。中央会内
部の総務部にける一つの業務をとつて
ても、様々な視点でリス

経営倫理と内部統制

池田 耕一

代企業倫理担当室長としての経験を通して、率直な意見や対策を語った。現状型企業不祥事の特徴として、①なんらかの形で法律違反②社会常識（価値観）との大きなギャップ③責難者の不適切な判断・行動により、問題が致命的に大④日常の業務においても

さらに、検察当局と公取引委員会の動向、経倫理の目標を知ることの要性と、事前調整型社会から原則自由・事後制型社会へ急速に移行したこと、コンプライアンスが企業経営にとり、名実ともに重要課題になつていていた。

経営倫理とCSR
小山 嚴也

経営倫理士講座・第6回が、12月9日に、「経営倫理とCSR」のテーマで行われた。講師は、関東学院大学経済学部准教授・小山嚴也氏。

前半は、CSRブームの

畠山淳一・神奈川県中小企業団体中央会総務部 総務チームリーダーは、「本中央会では、現在、『地域力連携拠点事業』に取り組んでいます。これは、中小企業と金融機関・専門家・行政・研究機関・NPOなどとの『つながり力』を強化し、それぞれの知恵・知識・経験を総動員することで、中小企業の現状に即したきめ細かい支援

平成20年3月、中小企業庁により、日本の強みである『営力』をさらに強化し、『地域力連携』や事業承継等、業が直面する課題を解決するため、『地域力連携』を設けることが発表されました。

関が中小企業庁の厳正な審査により、採択されたことを受けて実施しています。中小企業団体中央会については、全国47都道府県に存在しますが、そのうち、神奈川県中小企業団体中央会を含む37機関が、この採択を受けました。当中央会も対象となっていますが、中小企業庁では、年内には利用者による満足度評価を行い、公表するなど、拠点同士の競争を促し、意識改革を進め、模範となる成功事例は発表し、全国的なレベルアップに活用していく、という方針が示されました。

士講座を受講した。現在は、職場にCSRを浸透すべく、2人目の職員が引き続き12期を受講中。

畠山さんは、今年で、入社12年目。入社後3年間は、指導員として中小企業を巡回、その後2年間は、情報システム担当も兼務。それから現在まで7年間、総務部で中

容で正しく執行されたかの管理を行つてゐる。
例えば、講習会一つを催する際でも、テーマ一
定、支出項目、完了期等が要綱によつて細かく
められており、適宜進捗状況を把握、管理しながら
める必要があります」と

備を行つてゐる最中で、行動規範を作成し、具的な行動基準を示して組に浸透させたい。また、の過程を整理して同じような状況に悩む中小企業の支援に役立てたい」。

講義の中で印象に残つたのが、水谷雅一会長の

の事業に補助金を使うは、一般消費者の目かても適切なのか」といっても語った。〔昔の支那組織六体組織す。」
「講座で学んだことと用して、中央会の組織づくりと中小企業支援う役立てていくのかをうべきたい」と、今後負を語った。

派一に分けられると分析した。後半では、雪印乳業の事例について詳しく説明、不祥事発生のメカニズムについて雪印から学べる点等重要なポイントについて踏み込んだ講義をした。

「經 嘗 倫 理 士」 講 座 二 二 一

上から辛島睦、池田耕一、小山嚴也の各講師

伊藤ハム東京工場の水質汚染

「発表遅れ」に強い批判

機能させたいCSR委員会

伊藤ハム(本社・兵庫県西宮市)の東京工場(千葉県柏市)の地下水からアン化合物が検出され、製品の大量回収に発展した問題で、同社の調査対策委員会(委員長・藤巻正生、東京大名誉教授、有識者6人で構成)は、「経過報告」を昨年12月5日、発表した。同委員会は、汚染源の追

究と併せて、「日常の水質管理体制および異常発生時の判断基準」と「報告連絡体制」を調査・検証して、10月末から生産を中心とした試験的に稼働させることも了承した。

同社がワインナーソーネージやピザの製造、機械の洗浄などに使う地下水から基準値を超すシアン化合物を検出した、と発表したの

日から試験的に稼働させる社内マニュアルへの記載方法の不備や記載通りの実践とともに了承した。

専務は「現場の課長レベルで話が止まり、本社への報

告は10月22日だった」と明

こと。この結果、同社は自社商品13品目、計267万

パック、生協などから委託

された。

記者会見で、山田信一

氏は「再生のカギ」となる

表が大幅に遅れた。

10月上旬に行つた定期検査や再検査で「異常」を把握したにもかかわらず、公

司は「再生のカギ」となる

表が大幅に遅れた。

ただでなく、同工場の生

産は10月25日。9月中旬に

は10月25日。9月中旬に

企業不祥事等の概要 (2008年11~12月)

(表は主要5紙を参考)

ふるさと牧場	11月8日	実際には牛を飼育していないのに、和牛のオーナーになれば高配当が得られるとして違法に資金集めをしたとして警視庁が、詐欺の疑いで相田勇次社長ら6人を逮捕。約12年間で38億円を集めたとみられる。
マルハニチロ製造委託 〔キャセイ食品〕	11月9日	外国産を混ぜた冷凍野菜を「国産」と偽って販売。長崎県警が不正競争防止法違反(虚偽表示)容疑で、東京の本社や長崎工場などの捜査を始めた。
鋼板メーカー3社	11月11日	建材用亜鉛メッキ鋼板の価格カルテル事件について、計5回の値上げにカルテルを結んでいた疑いがあり公正取引委員会が独占禁止法違反容疑で日鉄住金鋼板、日新製鋼、淀川製鋼所を検査当局に告発。
三洋電機	11月18日	「トップオーブンドラム」式洗濯乾燥機が発火し、住宅が半焼する火災が起きたとして、27万9500台を無償点検・修理すると発表。同一機種で4回目のリコールとなった。
シャッター大手3社	11月19日	三和シャッター工業、文化シャッター、東洋シャッターの3社が価格カルテルを結び、受注割り当てを決めていたとして公正取引委員会が独占禁止法違反の疑いで、3社の関係先計20カ所を立ち入り検査。
中堅ゼネコン「西松建設」	11月20日	海外の銀行に手渡して裏金を関係者に支給して、東京地検特捜部が外為替及び外貨貿易法違反の容疑で本社などの捜査を開始。国内に持ち込まれた1億円の使途不明金の全容を解明する方針。
三越	11月21日	高級セーターが、実際にはアフリカのマダガスカル製なのに「英國製」と不当表示され販売されていた。三越側はメーカーに「だまされた」としている。
飛騨牛偽装	12月6日	「丸明」をめぐる偽装事件で、逮捕された吉田明一前社長(65)ら3人が岐阜県警の調べに「飛騨牛の表示や等級の偽装は3年くらい前から始めた」と供述していることが判明。
シンドラー社	12月12日	平成18年6月、東京港区のマンションに住む都立高2年生がエレベーターに挟まれて死亡したのは製造元などが欠陥を放置し管理を怠ったためだと、両親が、2億5000万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。
旧ライブドア子会社	12月12日	旧ライブドア(LD)の子会社「ライブドアファイナンス」(特別清算手続き中)が、スイス系金融機関の口座に株式による多額の資金を留保し申告しなかったとして、東京国税局から07年11月期までの約3年間で約35億円の申告漏れを指摘されたことがわかった。
東京メトロなど	12月15日	地下鉄白金高輪駅構内で煙が出る事故で、東京メトロと東京都営地下鉄が発煙現場近くの側溝に大量のたばこの吸い殻が見つかったと発表。運転士が恒常に喫煙し捨てていたとみられる。地下での喫煙は社内規定で禁止されている。
たけ乃子屋	12月16日	中国産のタケノコ水煮などを国産と偽って販売したとして農林水産省が日本農林規格(JAS)法違反で改善を指示。一部の商品に取引先の従業員の写真を「竹林農家の皆さん」と偽って掲載していた。
シャープ	12月19日	任天堂のゲーム機「ニンテンドーDS」と「ニンテンドーDS Lite」の小型液晶パネルをめぐり、価格カルテルを結んでいたとして公正取引委員会は18日、シャープと日立ディスプレイズに独占禁止法違反で排除措置命令。シャープに2億6107万円の課徴金。日立ディスプレイズは事前にリーニエンサー(課徴金減免制度)を申請しカルテルを自主申告、課徴金を免除された。
東芝とNEC	12月19日	旧郵政省発注の郵便物区分機の入札をめぐりメーカー2社に譲り合ったとする公正取引委員会の審決について、その取り消しを求める訴訟の差し戻し審があり、東京高裁が2社の請求を棄却する判決。
日本料理店チェーンの経営会社「大庄」	12月22日	飲食店チェーン「日本海庄や」店員、吹上元康さん(当時24)が急死したのは、「月80時間」の時間外労働をしなければ給与から不足分の賃金が差し引かれる制度によるとして両親が22日京都地裁に、約1億円の賠償を求める訴訟。吹上さんは昨年4月に入社、月に約98時間残業していた。
日本マクドナルド	12月25日	関西初のハンバーガー「クォーターバウンダー」を御堂筋周防町店で売り出した際に、マーケティング会社を通じて短期アルバイトの試食モニター約1000人が動員されていたことがわかった。
伊藤ハム	12月25日	水道水の基準値を超えるシアノ化合物を含む地下水で東京工場がウインナーなどを作っていた問題で、使用した地下水が塩素系でしばしば基準値を超えたその上昇を抑えるため消毒薬を濾らしたことがシアノ化合物の発生を招いたと調査対策委員会が明らかに。
新銀行東京	12月26日	金融庁が経営再建中の同行に対して業務改善命令。元行員が不正融資容疑で逮捕されるなど内部管理体制に大きな問題があり、不祥事の再発防止策が不十分であると指摘。

第31号

2009年(平成21年)2月1日

企業批判でダメージも

素早く的確な危機管理を

企業の広報・宣伝部門を中心にインターネット・リテラシー(使いこなす能力)への関心が高まっている。ネット上では、最初は小さな意見・告発であっても、全国から仲間を集め大きなうねりとなり得る。まさに企業批判のネガティブ・キャンペーんは注目される度合いが高く、軽視していると予想外の大きなダメージを被る可能性がある。特に企業批判のネガティブ・キャンペーんは注目される一方でメリットも大きい。

自社ホームページの充実を含めて、広告・宣伝の重要なツールとして今や、テレビや新聞などのオールドメディアをはじめ存在に成長しつつある。ネットは扱い方次第で脅威にもなれば有効なパブリック・リレーションなどと供述していることが判明。

専門家の間で、大手新聞社英文サイトのコラム炎上事件が「反面教師として多くの教訓を含んでいる」とネットに絡む問題を扱う。事件が「反面教師として多くが課題といえる。

ネットに絡む問題を扱う専門家の間で、大手新聞社が「反面教師として多くの教訓を含んでいる」とネットに絡む問題を扱う。事件が「反面教師として多くが課題といえる。

意味ではコラムを見たオーディエンス(ネット利用者)がネット内で「批判のヒソ話」を始めたのは当然の反応。新聞社も批判を受けて、過去の不適切な記述を削除する措置をとった。

意味ではコ